

令和5年7月31日

第 7 回 総 会

議 事 錄

呉市農業委員会

議事録

日 時：令和5年7月31日（月） 午後4時

場 所：吳市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第4条の規定による許可条件の履行延期承認申請について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について

議案第36号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 非農地証明について

第4号 非農地判断について

その他

出席委員

1番	柏木 健二	4番	宮脇 和幸	5番	横段 登	6番	高本 光之
7番	立花 達也	8番	水場 光輝	9番	今井 満	10番	亀山 博司
11番	秋光 貴志	12番	大道 正孝	13番	長迫 秀	14番	新田 隆次
16番	椋開地 省二	17番	本末 滿	18番	石田 尚則	19番	北村 正次

欠席委員

2番 田中 慎二 3番 谷 新子

推進委員

高橋 靖之 佐伯 健二 藤本 隼人

事務局

沖元事務局長 倉中事務局次長 庭月野主査 藤並主任 根本主事

(午後4時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和5年第7回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、5番 横段委員、6番 高本委員を指名します。

なお、本日の欠席通知は、2番 田中委員、3番 谷委員からでています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。ありますでしょうか。

議場：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広町字滝ノ久保5182番1ほか13筆、地目は田、面積は2,172m²の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は譲受人の要望により売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けるものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮脇委員：4番 宮脇 です。申請地は国道375号沿いで、30年豪雨災害時に壊れた橋の下にある田です。譲渡人は、広島市から帰って管理していたが困難となった。譲受人は、高齢ではあるが近くに住む家族の応援を受けて野菜栽培を行うものです。元が田なので水も十分あり問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高本委員：6番 高本 です。農地を守っていただけることはありがたいことですが、2000m²以上の土地で野菜づくりは大変です。連作対応として広い土地を活用しているのかもしれませんのが、荒らさないよう頑張って欲しい。

議長：そのほかご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、広町字小迫6239番ほか2筆、地目は田及び山林、面積は1,739m²の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、裁判所の調停により申請地を売却するもので、譲受人は、同調停により申請地を購入しコーヒーを継続して栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇 です。申請地は、石内のバス停から野呂山方向に600m程の場所にあります。コーヒー栽培がされており、2021年7月に大的な記念植樹が行われました。今年の1月寒波に見舞われ多くの木が枯れ現在は、約80本が芽を出している状況です。ビニールハウスは3棟ありますが1棟のみの管理となっている。暖房設備が不十分であった事の反省を踏まえ改善が望れます。本件は、呉市の補助やクラウドファンディングなど支援も受けた事業ですので、頑張って成功して欲しいと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、仁方本町1丁目甲973番、地目は畠、面積は合計で211m²の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で耕作困難なため贈与するもので、譲受人は新規就農し、果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇 です。申請地は、仁方市民センターから北に400mの住宅地山側の農地です。譲受人は、同地区で墓地や畠の管理をされている方で、草刈りなどを行い、栗を植える予定とのことです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は、許可と決定します。
- 議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：4番の申請地は、安浦町大字赤向坂字宮前1089番ほか1筆、地目は田及び畠、面積は合計で299m²の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、売却するもので、譲受人は、新規就農し、野菜を作付けするものです。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 亀山委員：10番 亀山 です。申請地は、安浦町から安芸津町へ抜ける集落にあります。写真のトタン屋根の家を譲受人が求められており、今回、畠を取得し新規就農を行うものです。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は、許可と決定します。
- 議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：5番の申請地は、安浦町大字下垣内字原手509番1ほか4筆、地目は田及び畠、面積は合計で1,845m²の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、水稻及び野菜を作付けするものです。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 亀山委員：10番 亀山 です。申請地は、安浦町から中黒瀬方面に向かう途中で豪雨災害のあった下垣内地域にあります。以前は、譲渡人のご両親が非常にきれいな管理をされていた農地ですが、娘さんは遠方にお住いで、耕作が出来ず荒れ始めました。譲受人は、近所に住んでおり管理はできると思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、豊浜町大字豊島字蟹田2385番ほか1筆、地目は畠、合計面積は1,312m²で農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で耕作が困難になったため贈与するもので、譲受人は、申請地を自分が相続したものと思い、かんきつ栽培を開始し、相続時の農地誤認が分かった後も譲渡人の了解を得て、栽培を継続しており今回、相続権の回復を行うものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕開地委員：16番 棕開地です。申請地は豊島大橋を渡って100m程の場所にあります。譲渡人と譲受人は姉弟の間柄です。相続の際、字名を間違えたことに気付かず登記され、現在に至っています。特に問題は無いように思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、豊町久比字万徳1434番、地目は畠、面積は75m²で農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、墓地及び駐車場として利用するための転用です。規模等につきましては、墓を1基設置し、残地を駐車場として使用するものです。墓地・埋葬等に関する法律の規定による許可が必要となります。保健所に許可申請書が提出され、審査中とのことです。その他の法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域については、本日付で農振除外の公告が出されています。本件については、墓地・埋葬等に関する法律の規定による許可にあわせて許可することになります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕開地委員：16番 棕開地です。申請地は、久比のAコーポから山側に直線で200mの場所にあり申請人の自宅の近くに位置します。分散した墓石を集約するためのもので、高齢で家の近くに墓を考えることは理解できます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

- 議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議場：なし。
- 議長：ないようですので、本件は、墓地、埋葬等に関する法律の許可に合わせて許可すると決定してご異議ありませんか。
- 議場：異議なし。
- 議長：それでは、本件は、墓地、埋葬等に関する法律の許可に合わせて許可すると決定します。
- 議長：次に、議案第32号「農地法第4条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局：1番の、安浦町大字女子畠字堂之畠695番、地目は田、面積は785m²の農地については、太陽光発電施設に転用する内容で、令和4年2月28日付けで農地法第4条の規定による農地転用の許可を行っており、その後、工事期間を令和5年3月31日まで延長する履行延期承認を行っています。申請の事由につきましては、太陽光パネルの納期に遅延が発生しており、そのため工事期間を令和5年9月30日まで延長したい旨の承認申請が出されたものです。
- 議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。
- 議場：質疑・意見なし。
- 議長：ないようですので、本件は承認と決定してご異議ありませんか。
- 議場：異議なし。
- 議長：それでは、本件は、承認と決定します。
- 議長：次に、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局：1番の申請地は、音戸町波多見6丁目5131番2ほか1筆、地目は畠、面積は合計で1,289m²の第2種農地です。転用の目的は、資材置場及び公衆用道路とするため、売買するものです。しかしながら、以前から資材置場及び公衆用道路として利用されていたため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。
- 議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 高本委員：6番 高本 です。申請地は、音戸町の水産試験場に向かう道沿いで、すぐ裏は山に面しています。かなり前から倉庫は建てられていました。これを元の状態に戻すのは、難しい

と思います。仕方がないのではないでどうか。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します

議長：次に2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、安浦町大字下垣内字原手511番1、地目は田、面積は756m²の第2種農地です。転用の目的は、住宅1棟及び駐車場2台として利用するため、売買するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可是不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山 です。申請地は、先程の3条許可申請の5番と同じ地区にあります。申請人は、災害があった地域にお住まいで危険を感じておられ、こちらに住居したいとの事でした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：私から一つ、755m²とかなり広いですが、転用の面積要件をクリアしていますか。

事務局：転用の基準はありますが、申請地は、細長く使い勝手などを考慮し、妥当と思います。

議長：この他、何かありませんか。

議場：なし。

議長：ないようでしたら、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、3番の申請地は、下蒲刈町下島字上明神907番2他1筆、地目は畠、合計面積は299m²の第2種農地です。転用の目的は、隣接するお寺の駐車場として利用するため、贈与されるものです。規模等は、駐車場6区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可是不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕開地委員：14番 棕開地です。申請地は、下蒲刈町下島集落の奥に位置し、自動車が通るのがやつとで、軽トラが離合することが難しい状況です。お寺に駐車場が無く、今までどうしていたのかと思います。土地の寄付を受け、駐車場を確保する。転用は仕方ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に、議案第34号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局：申請地は、苗代町東垣内1785番地ほか1筆、地目は田、面積は合計1,839m²の第2種農地です。申請地は、令和5年2月総会において太陽光発電設備用地として利用するため、許可されたものですが、豪雨による浸水被害を受ける可能性が高い土地であることが判明したため、取消願が提出されたものです。なお、土地の所有権移転登記は、行われていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮脇委員：4番 宮脇 です。写真の奥側には、二河川があります。以前、この河川が増水し、田に大量の水が流れ込んできました。このことを知った申請人が計画を諦めたものです。ご審議よろしくお願ひします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、取消と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、取消と決定します。

議長：次に議案第35号「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を議題とします。1番から3番までは、申請人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：先ほどの議案第32号と同様の案件ですが、1番の安浦町大字女子畠字前垣内2257番1ほか2筆、2番の安浦町大字女子畠字堂之畠696番1ほか1筆、3番の安浦町大字

女子畠字堂之畠 697 番、地目はすべて田、面積は合計で 3, 111 m² の農地について
は、太陽光発電施設に転用する内容で、令和 4 年 2 月 28 日付けで農地法第 5 条の規定に
による農地転用の許可を行っており、その後、工事期間を令和 5 年 3 月 31 日まで延長する
履行延期承認を行っています。申請の事由につきましては、太陽光パネルの納期に遅延が
発生しており、そのため工事期間を令和 5 年 9 月 30 日まで延長したい旨の承認申請が出
されたものです。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、承認と決定します。

議長：次に議案第 36 号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。1 番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から 20 年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたっては、平成 17 年 4 月 1 日以降の相続については、3 年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があり、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請したものです。1 番の申請地は、広古新開 5 丁目 74 番、地目は田、面積は 397.52 m² の第 3 種農地です。平成 28 年 10 月 19 日に相続により農地を取得したもので、畠として適切に管理されています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮脇委員：4 番 宮脇 です。申請地は、呉商業高校の北の住宅地内にあります。野菜やかんきつなどが栽培されていました。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、証明と決定します。

議長：次に報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が1件、農地法第5条の規定による届出が10件ございましたので、報告します。続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について3件を証明し、非農地判断について35件を通知しましたので報告します。

議長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

議場：なし。

議長：事務局から何か説明事項はありませんか。

議長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議場：なし

議長：それでは、今期限りで、退任される委員の皆様より、ひと言ご挨拶を頂きたいと思います。
順に指名しますので、よろしくお願いします。

13番 長迫 秀 委員。平成20年に就任され、15年間の在職期間です。

長迫委員：15年間お世話になりました。農業委員の選出も最初は選挙制。次に推薦制。そして推進委員制度導入。3度の改正を経験しました。体調が悪いので変わらせていただきます。

議長：続きまして、16番 棕開地 省二 委員。平成2年に就任され、33年間の在職期間です。

棕開地委員：市町合併前から長いこと農業委員をさせて頂きました。最近、色々な場面で「昔は」が口から出るようになり、そろそろ若い者に後を託す時期であると考えていました。長い間お世話になりました。

議長：続きまして、17番 本末 満 委員。平成29年に就任され、6年間の在職期間です。

本末委員：6年間（2期）長いようで短くも感じます。農業をしたいが、農地を借りるのも下限面積要件があり、簡単には農地が借りることが出来ないとの話を聞き、何とかしたいとの思いで農業委員になった。1期目に呉市内1反で統一する改革を行い、2期目は、大崎上島と下島の航路存続への働きかけを行いました。視察など色々な体験もさせて頂きました。

議長：続きまして、推進委員 佐伯 健二 委員。令和2年に就任され、3年間の在職期間です。

佐伯推進委員：わずか3年間でしたが、お世話になりました。コロナ感染もありまして、規制のある中で思うような活動が出来ませんでした。新しい委員には、地域農業のため頑張って頂きたい。

議長：今回は、出席されていませんが、推進委員 平原 務 委員と推進委員 惣引 和幸 委員。令和2年に就任され、3年間の在職期間です。以上6名の委員の皆様、大変お世話になりました。

議長：以上で、令和5年第7回呉市農業委員会総会を閉会します。本日のご審議、誠にありがとうございました。この委員での総会は今回で最後となり、明日以降は新たな農業委員、農業委員会での活動となります。これまでご協力ありがとうございました。

(午後4時40分)

以上は、令和5年第7回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 5 年 月 日

呉市農業委員会 会長

呉市農業委員会 委員

呉市農業委員会 委員